

公 告

次のとおり、契約の相手方を公募します。

2024年2月5日

年金積立金管理運用独立行政法人
経理責任者 沼田 英夫

1 公募趣旨

当法人では、情報化の推進（法人文書のペーパーレス化、Web会議の導入、RPA導入による業務の自動化等のデジタル化の推進）や情報システムの整備・管理、情報セキュリティ対策等に対応するにあたり、情報通信技術や情報セキュリティ等に関する国内外の技術動向（先端IT技術、トレンド等）、それらに係るメーカー（製造）、ベンダー（販売）、システムインテグレーター（開発）等の市場動向（市場規模、業界動向、競合他社のシステムやITサービスの状況等）について、特定の事業者依存しない客観性のある質の高い情報と知見を得ることを目的として、2023年4月から2024年3月まで「情報通信技術等に関する情報提供サービスの利用」を調達したところである。

現在も「運用業務の多様化及び高度化に資する情報システムの整備」や「次期基幹システムへの導入に向けた検討」等、先端IT技術、ITサービスを活用する案件が進められており、今後、新たに創出される先端IT技術、ITサービスを活用し、より効率的な情報化の推進を図っていく必要がある今般、2024年度においても同様に、「情報通信技術等に関する情報提供サービスの利用」として調達するものである。

公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合は、年金積立金管理運用独立行政法人会計規程32条第1項第1号「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」に該当するものとして、現在契約を予定している者と随意契約を行うものとする。

なお、応募要件を満たすと認められる者がある場合には、企画競争による調達手続きに移行する。

2 公募に付する事項

- (1) 件名 情報通信技術等に関する情報提供サービスの利用
- (2) 業務内容 別途交付する応募要領（参加意思確認書作成要領）一式による。
- (3) 契約期間 2024年4月1日（予定）から2025年3月31日まで

3 応募要件

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 年金積立金管理運用独立行政法人一般競争入札参加資格又は全省庁統一資格（関東・

甲信越地域)のいずれかにおいて、「役務の提供等」の有資格者名簿(有効期限内であること。)に登録されている者であること。

- (3) 一般競争参加資格審査申請書等に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (4) 仕様書等に定める要件に関し、優良なサービスを提供できる能力と当該業務と同様の実績を有する者であること。
- (5) その他の応募要件については、別途交付する応募要領一式による。

4 参加申込方法等

本公募に参加を希望する者は、以下により応募要領(参加意思確認書作成要領)一式を受け取り、内容を確認のうえ、提出期限までに必要書類を提出すること。

- (1) 参加意思確認書等の提出場所、契約条項を示す場所、応募要領(参加意思確認書作成要領)一式の交付場所及び問い合わせ先

〒105-6377

東京都港区虎ノ門1-23-1 虎ノ門ヒルズ森タワー7階

年金積立金管理運用独立行政法人 経理部調達課

電話 03-3502-2485

- (2) 応募要領(参加意思確認書作成要領)一式の交付方法

本公告の日より2024年2月19日17時00分まで電子メールにより交付する。交付希望者は、法人名及び担当者の氏名・所属部署名・連絡先(住所、電話番号及び電子メールアドレス。)を明記のうえ、標題に「情報通信技術等に関する情報提供サービスの利用に係る応募要領希望」と付して、以下のアドレスに送信すること。

送信先名:年金積立金管理運用独立行政法人 経理部調達課

Mail: chotatsu_r475@gpif.go.jp

なお、資料については暗号付ZIPファイルでメール送信するため、受信又は復号できない場合は、その旨連絡すること。別途対応する。

- (3) 参加意思確認書等の提出期限

2024年2月20日 17時00分

5 特記事項

公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、当法人が予定している委託候補先との契約手続きに移行する。応募要件を満たすと認められる者がある場合は、速やかに企画競争行うものとする。

6 その他

- (1) 参加意思確認書及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る
- (2) 契約保証金

全額免除

(3) 参加者に要求される事項

この公募に参加する者は、参加意思確認書等に関し説明を求められた場合は、応じなければならない。

(4) 参加意思確認書の無効

本公告に示した公募に必要な参加資格のない者、参加条件に違反した者又は参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した参加意思確認書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 詳細は応募要領による。

(7) 電子メール送受信時の留意事項

年金積立金管理運用独立行政法人では、フリーメール等画一的な約款や規約等への同意のみで利用可能となる外部サービスを利用した電子メールの送受信には対応していないため、電子メールの送受信にあたっては公募参加者ドメイン等のアドレスを使用すること。